

会議名	令和4年度当事者会 4月定例会	文 責	障がい福祉室
日 時	令和 4 年4月 21 日 午後 2 時～4 時	場 所	総合福祉会館 第 3 会議室

当事者会の運営について

1 会長・副会長の選任

【会長・副会長の役割】

委員の互選により、会長は協議会を代表し会務を総理する。副会長は会長の補佐および会長不在時の代理を担う。

委員の互選により協議した結果、会長 1 名・副会長 2 名を選任。

2 障がい福祉室からの報告・提案

(1)地域自立支援協議会設置要領及び運営マニュアルについて

- ・第2条(所管事項)に、「(4)障がい福祉サービス事業所の運営及び活動等に関すること」を追記。
 - ・第6条(全体会議)を、「第 3 条第 2 号から第 5 号に掲げる組織から報告を受け、必要に応じて吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会と情報の共有等連携を図る。」に変更。
 - ・第10条(当事者会)に、「(3)障がいに関する理解啓発の取組を行う。」を追記
- ※当事者会の役割は、地域の当事者の代表として、地域との繋がりをもってもらいたい。

(2)今回の公募について

【事務局からの提案】

- ・公募委員の選定は 10 名としたが、令和4年3月に開催された吹田市地域自立支援協議会全体会において、応募者14名全てを選定すべきであるとの意見があった。
- ・当事者会の委員任期は通常2年だが、令和4年度からの委員に限っては、前任委員の任期途中で交代となるため、任期は 3 年としている。これらの事情から、通常よりも委員への負荷は大きくなり、欠席委員が増える可能性も考慮した方がいいとの意見もある。
- ・以上を踏まえ、検討を重ねた結果、14 名を当事者会委員とすることを提案したい。

【意見】

- ・令和 3 年度第 2 回全体会で定員 10 名程度に対し、14 名の応募があったと聞き、応募者全員を選定できないかと令和 3 年度第 2 回全体会で発言した。100 名であれば一定数の選定が必要と考えるが、応募者 14 名に対してふり分けをするのは、吹田市のために熱意を持って取り組もうとする当事者会の主旨としても望ましい形と思えない。
- ・揉めることもあるかもしれないが、多様な意見が交わされる方がいいのではないかな。
- ・誰が選び、基準はどの様なものだったのか。他4名において、現委員と障がい重複するのなら、人数を増やすのは不要と感じる。一方で、その4名が現委員と障がい重複せず、団体の代表等を務める方が今回選ばれていないのであれば、入ってもらった方がいい。
- 障がい福祉室職員が、選定基準に基づいて選定している。
- ・14 名が委員数として妥当か否かを判断するのなら、会議の大きさを考慮したらいいのではないかな。これまでの当事者会の構成人数は何名だったのか。

→10 名である。

・コロナ禍という社会的情勢を考慮し、感染予防の観点も必要と考える。4 名増員しても、感染対策に問題がなく、かつ規模として、会議室がきちんと確保できるのであれば問題ないのではないかと。改めて次の選任の時までには何人が必要かを決めて行く必要があるのではないかと。

・審査基準に基づき、10 名を選定したのであれば、それに基づいた判断が基本ではないか。その方向性を転換させることは、原理原則から逸脱すると感じる。本来であれば、全体会での意見を受けた時点で、選定人数を再考すべきだった。今回の経緯を聞くと、行政の対応として、それでいいのかという疑問を感じている。他方、提案の趣旨を考えた時に、感情的には応募者全員が委員として選定されることで支障ないのではと感じている。

・14 名でいいと思う。10 名程度だったので、14 名でも会議は運営できると思う。

・14 名でいいと思う。これから色々な障がいの人が増えてくるので、できるだけ門戸を広げておくのがいい。10 名に絞るのではなく、応募をして声を上げて吹田をよくしたいという思いを大事にした方がいい。

・当事者は当事者家族とは異なる。この会は、当事者だけで構成した方がいいという思いである。当事者の方で、どうしても発言が難しい人は、サポートを得て出席することもできるのではないかと。当事者会の規定を作った市の判断に疑問を感じる。委員数は 14 名でいいと考える。

→当事者は重度障がいのため会議にさえ出てくることができない方もいる。当事者家族は、そのような方の声を拾い上げる必要性を感じている。

・市が会議室の確保や運営上は差し支えないという判断なのであれば 14 名で構わない。

【結論】

・応募者 14 名全員を委員とする

・追加で選定する 4 名の方については、今回の判断に至った経緯を報告した上で、就任を承諾いただけるかの意向確認を行う。

・次回会議からは、就任を承諾いただいた方を含めて、当事者会運営を行う。

4 今年度の運営方法の検討・意見交換

・地域会議について、運営マニュアルを参照し説明

・当事者会のあり方について協議

【会長】

・これまでの当事者会について、実施してきた活動等について報告

当事者会を知る・伝える・学ぶを 3 本柱に 6 年間活動した。

活動内容は、当事者の交流の機会「しゃべり場」、障がい理解・啓発「出前講座」「事例集」の作成。

・今後の当事者会については、要領の規定に基づき、地域会議・専門部会と連携を図る、障がい者のネットワークの構築、障がい理解・啓発について取り組む。

・当事者会が当事者の声を届ける役割を担う。

【委員の意見】

・地域自立支援協議会運営マニュアルの当事者会の目的において、当事者が地域の障がい者と繋がることは、現実的に難しいと感じる。

・行政は重度障がいの人を把握しているのであれば、行政が軸となって動く方が効率的ではないか。

日々の生活やサービス利用において、当事者・家族と行政の問題となっており、孤立傾向がある。

・地域会議等で、当事者としてアドバイスできることが多分にあると考える。

- ・声を上げられない人達の声をどの様に拾いあげるシステムを作るか考えていく。
- ・事例を出して、仕組み作りを考えていく必要がある。
- ・今の時代にあった情報保障が必要である。

【事務局】

- ・ネットワーク作りのアイデアを出して検討していく。
- ・当事者会と行政で構築するものと考えている。
- ・行政も障がい者の状況を全数把握しているものではない。

【決定事項】

- ・会長 1 名 副会長 2 名の選任
- ・当事者会は応募者すべてを選定し、就任する。
- ・当事者会は、月 1 回定例会を開催することとし、状況に応じてオンライン形式も検討する。
- ・定例会は、第 3 木曜日 13 時 30 分から 15 時 30 分を基本とする。
- ・欠席の場合は、会議録を見もらう。
- ・会議の議題は、会長・副会長が事務局と調整しまとめ、委員に共有する。
- ・議題は、会長の意志のみで決まるものではない。
- ・会長・副会長は会の進行を担う。
- ・事務局がレジュメを作成し、テキスト形式で委員に送る。
- ・会議の記録は、事務局が行う。